

# 重要事項説明書

2024年8月1日 更新

## 1. 申し込み方法

当社ウェブサイトの申し込みフォームその他当社所定の方法により申し込みいただきます。

## 2. 需給開始予定日

- (1) 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の計量日または検針日とします。
- (2) 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

## 3. 電気料金の算定方法

- (1) 電気料金は、原則として、次の①および②の合計に消費税等相当額を加えた金額とします。
  - ① 従量料金（固定従量料金＋変動従量料金）
  - ② 再生可能エネルギー発電促進賦課金から消費税等相当額を除いた金額
- (2) 従量料金のうち変動従量料金は、30分ごとの使用電力量にその30分ごとのエリアプライス（一般社団法人日本卸電力取引所が公表する30分ごとの市場価格）を適用して算定します。
- (3) 料金単価や割引内容等の詳細は、当社が別途定める「電気料金メニユー定義書」「付帯メニユー定義書」等（<https://ribbonenergy.jp/terms>）をご確認ください。

## 4. 工事費負担金等

- (1) 電気需給契約の開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまに負担していただきます。
- (2) その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、当社が一般送配電事業者から請求された費用についても同様に、お客さまに負担していただきます。

## 5. 契約容量等（契約電流、契約容量および契約電力）

契約容量等は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。ただし、需給開始時点で需給場所ごとに設定されている契約容量等

の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。詳細は、当社が別途定める「電気需給約款」「電気料金メニュー定義書」(<https://ribbonenergy.jp/terms>)をご確認ください。

## 6. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は、標準電圧 100 ボルト、200 ボルト、100 ボルトおよび 200 ボルトのいずれかとします。
- (2) 周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。

## 7. 使用電力量の計量および電気料金の算定期間

- (1) 使用電力量は、原則として、一般送配電事業者が取り付けした記録型計量器により 30 分単位で計量します。
- (2) 月ごとの電気の計量日または検針日は、お客さまの属する供給区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- (3) 当社は、一般送配電事業者が計量した使用電力量を、計量日または検針日以降に受領し、その値を基に電気料金を算定します。
- (4) 電気料金の算定期間は、原則として、前月の計量日または前月の検針日から当月の計量日の前日または当月の検針日の前日までの期間とします。当社は、算定期間の使用電力量を基に、電気料金を算定します。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の計量日の前日または検針日の前日までを算定期間とします。電気需給契約を解約した場合は、直前の計量日または検針日から解約日の前日までを算定期間とします。

## 8. 支払方法等

- (1) 電気料金については、クレジットカード払いその他当社が指定する方法により毎月お支払いいただきます。
- (2) 支払期限日は、クレジットカード払いの場合、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがなされた日とします。その他当社が指定する方法の場合、当社が指定する日とします。
- (3) 支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合には、延滞利息をお支払いいただくことがあります。
- (4) 工事費負担金等については、当社が指定する方法によりそのつどお支払いいただきます。

## 9. 電気の需給に関するお客さまのご協力

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにともない、当社または一般送配電事業者からお客さま

に次の事項へのご協力をお願いすることがあります。

- ① お客様の承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客様の土地・建物への立ち入り
- ② お客様の電気の使用にともない他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ③ 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客様の電気の使用の制限もしくは中止）
- ④ お客様の電気のご利用に際し、必要な設備の工事等のための作業用地の確保
- ⑤ 電気工作物に異常もしくは故障があり、またはそのおそれがある場合、およびお客様が電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合におけるその旨の通知

#### 10. 電気料金メニューの適用期間

- (1) 電気料金メニューの適用開始日は、新たに電気需給契約が成立した場合には、需給開始日とします。電気料金メニューの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する計量日または検針日とします。
- (2) 電気料金メニューの適用期間は、適用開始日から「電気需給約款」29 および 30 に定める解約日または終了日までの期間とします。

#### 11. お客様からの申し出による契約の変更または解約

- (1) お客様が契約の変更または解約を希望される場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 引越し（転出）等の理由による解約の場合は、最後に電気を使用する日の7営業日前までにご連絡ください。
- (3) 他の小売電気事業者への切り替えによる解約の場合は、新たな小売電気事業者へ申し込みください。
- (4) お客様が契約の変更または解約を希望される場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき当社が工事費負担金等の精算を求められたときは、当該工事費負担金等に相当する金額をお客様に負担していただきます。

#### 12. 当社からの申し出による契約の変更または解約等

- (1) 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の改定、関係法令等の改正、社会的経済的な影響等その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客様の了承を得ることなく、「電気需給約款」「電気料金メニュー定義書」「付帯メニュー定義書」（以下「電気需給約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合には、電気需給約款等を変更する旨、変更後の電気需給約款等の内容および変更の効力発生日を、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法によりお

知らせします。

- (2) お客さまと当社との契約状況（お支払い状況等）により、お客さまとの契約の継続は困難であると当社が判断した場合には、当社から契約を解約することがあります。
- (3) その他お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合、お客さまが当社の電気需給約款等に違反した場合には、当社から契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し、電気を使用していないことが明らかであると当社が判断した場合には、当社は契約を終了することがあります。

### 13. 電源構成等

- (1) 当社の電気料金メニューは、当社がお客さまに供給する電気の全量について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。
- (2) 当社の電気料金メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）は、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法によりお知らせします。
- (3) 当社がお客さまに供給する電気に使用する非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの使用電力量が当社の想定を上回る場合や非化石証書の調達状況が悪化した場合、および非常変災、法令の制定または改廃その他当社の責に帰すことのできない事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断したときは、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責任を負いません。

### 14. その他

- (1) 契約締結および契約変更にあたっての供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾の上、申し込みください。
- (2) 電気需給約款等の変更または契約の変更にともない、(3) に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについて、あらかじめ承諾の上、申し込みください。
  - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式

的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付を行わないことについて、あらかじめ承諾の上、申し込みください。

- (4) 他の小売電気事業者からの切り替えにより当社とご契約いただく場合には、他の小売電気事業者との契約の解約にともしう不利益事項（解約金等）が発生することがあります。詳しくは他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- (5) お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただきます。
- (6) その他当社が提供するサービスの詳細は、「電気需給約款」「電気料金メニュー定義書」「付帯メニュー定義書」等をご確認ください。

## 15. 個人情報の取り扱い

お客さまの個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護方針」「個人情報の取り扱いについて」(<https://ribbonenergy.jp/privacy>)をご確認ください。

## 小売電気事業者

【名称】株式会社リボンエナジー

【住所】東京都中央区銀座6丁目12番2号

【登録番号】A0886

## お問い合わせ先

カスタマーサポート

【お問い合わせフォーム】<https://member.ribbonenergy.jp> 【受付時間】24時間365日

【電話番号】050-1721-4564（有料）【受付時間】平日9時～18時